



第3回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会資料
違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割

2021年10月25日(月)
WWFジャパン 森林グループ
相馬 真紀子

発表のポイント

- 国際的な社会の要求と違法伐採排除の重要性
- 合法確認ができない木材の扱い
- 事業者にとっての分かりやすさ
- 事業者がどの法律を確認すべきか明らかにする必要性

森林破壊の原因は？

2004年から2017年までに
世界の24ヶ所で4300万ヘクタール（日本の1.2倍に相当）
の森林が消失

- 森林（2018年）
- 森林破壊の最前線

ラテンアメリカ

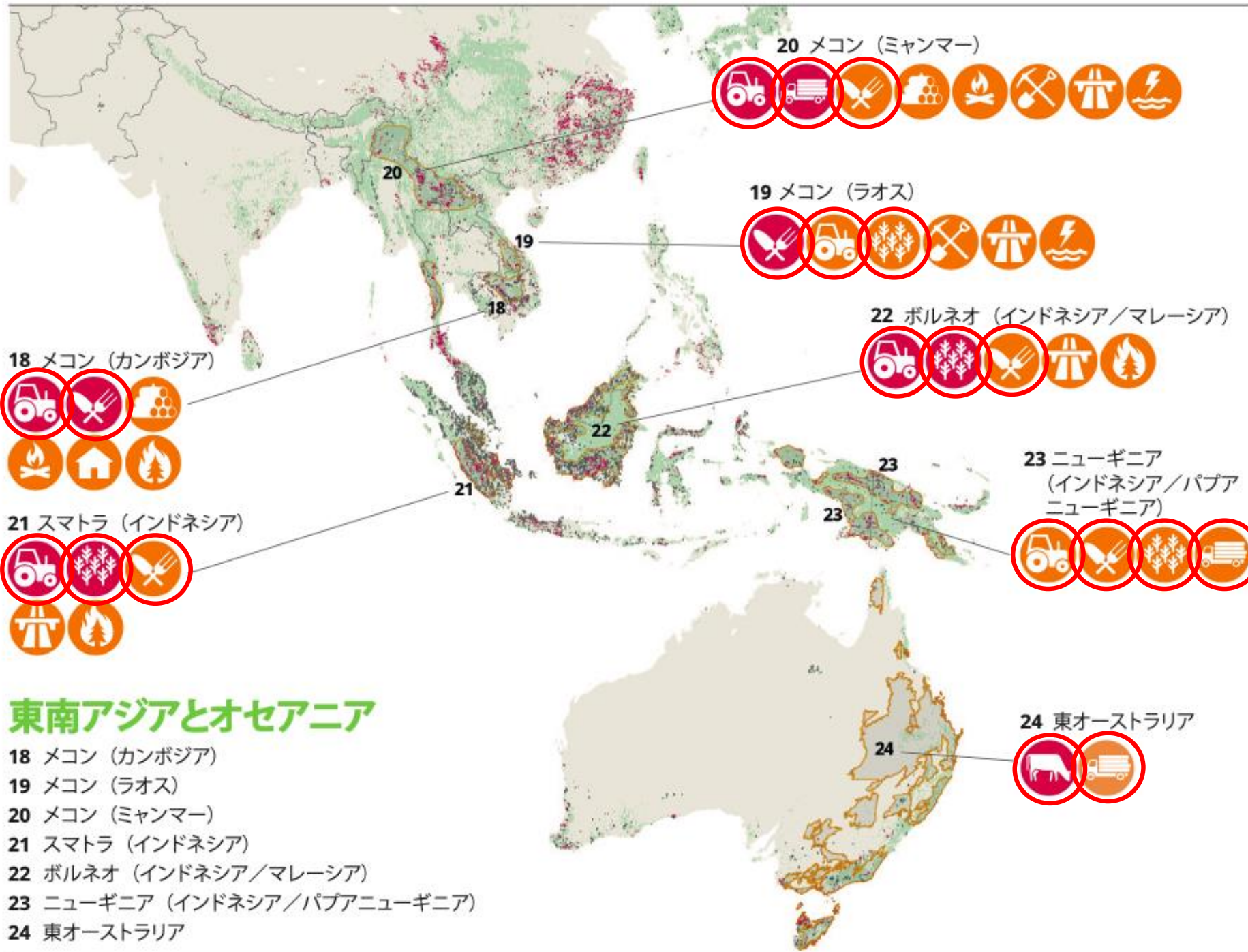
- 1 アマゾン（ブラジル）
- 2 アマゾン（コロンビア）
- 3 アマゾン（ペルー）
- 4 アマゾン（ボリビア）
- 5 アマゾン（ベネズエラ／ガイアナ）
- 6 グランチャコ（パラグアイ／アルゼンチン）
- 7 セラード（ブラジル）
- 8 チョコ・ダリエン（コロンビア／エクアドル）
- 9 マヤ・フォレスト（メキシコ／グアテマラ）

サハラ以南の 아프리카

- 10 西アフリカ（リベリア／コートジボワール／ガーナ）
- 11 中央アフリカ（カメルーン）
- 12 中央アフリカ（ガボン／カメルーン／コンゴ共和国）
- 13 中央アフリカ（コンゴ民主共和国／中央アフリカ共和国）
- 14 中央アフリカ（アンゴラ）
- 15 東アフリカ（ザンビア）
- 16 東アフリカ（モザンビーク）
- 17 東アフリカ（マダガスカル）

東南アジアとオセアニア

- 18 メコン（カンボジア）
- 19 メコン（ラオス）
- 20 メコン（ミャンマー）
- 21 スマトラ（インドネシア）
- 22 ボルネオ（インドネシア／マレーシア）
- 23 ニューギニア（インドネシア／パプアニューギニア）
- 24 東オーストラリア



● は主要因
● は主要因に次ぐ要因

一見、主要因は農業だが？

18 メコン (カンボジア)

- 大規模農業
- 小規模農業
- 薪炭
- 都市の拡大
- 火災

21 スマトラ (インドネシア)

- 大規模農業
- 小規模農業
- 薪炭
- 火災

20 メコン (ミャンマー)

- 大規模農業
- 小規模農業
- 薪炭
- 採掘
- 水力発電
- 都市の拡大
- 火災

19 メコン (ラオス)

- 小規模農業
- 大規模農業
- 植林
- 薪炭
- 採掘
- 水力発電

22 ボルネオ (インドネシア/マレーシア)

- 大規模農業
- 小規模農業
- 薪炭
- 採掘
- 火災

23 ニューギニア (インドネシア/パプアニューギニア)

- 大規模農業
- 小規模農業
- 植林
- 大規模な伐採

24 東オーストラリア

- 薪炭
- 大規模な伐採

	牛の放牧		薪炭
	大規模農業		採掘
	小規模農業		輸送インフラ
	植林		水力発電
	大規模な伐採		都市の拡大
	小規模林業		火災

東南アジアとオセアニア

- 18 メコン (カンボジア)
- 19 メコン (ラオス)
- 20 メコン (ミャンマー)
- 21 スマトラ (インドネシア)
- 22 ボルネオ (インドネシア/マレーシア)
- 23 ニューギニア (インドネシア/パプアニューギニア)
- 24 東オーストラリア

- 森林 (2018年)
- 2004年以降の森林減少
- 森林減少のホットスポット
- 森林破壊の最前線



インドネシア スマトラ島
©Neil Ever Osborne / WWF-US

自然林減少の主要因
農地・植林地の拡大

インドネシア スマトラ島
紙パルプ用コンセッション
©WWF Indonesia

自然林 ⇒ プランテーション
転換に伴って木材が出てくる





違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割

国際的な社会の要求と違法伐採排除の重要性

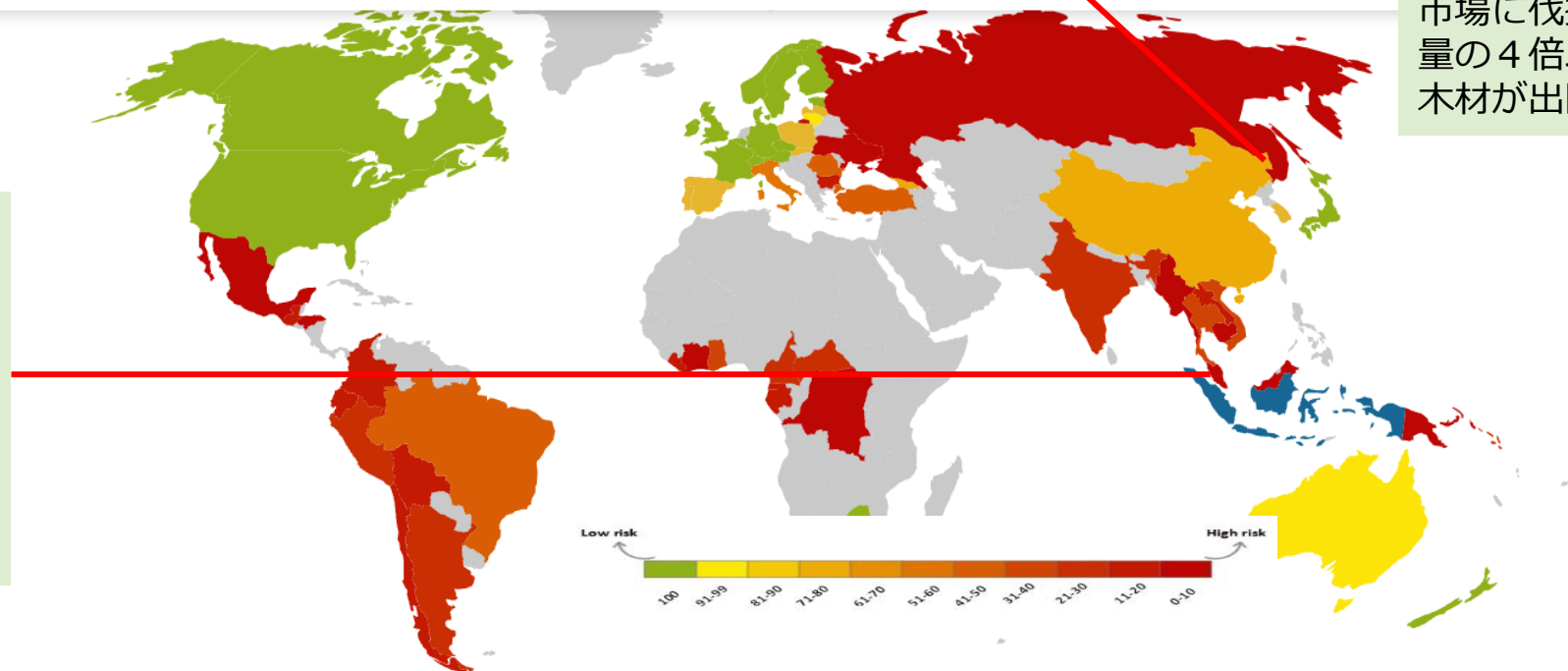
データ提供: WWFロシア

Species	Permitted Volume, m ³	Harvested Volume, m ³	Overharvest
Mongolian oak	63	174	x 2,7
Korean pine	65	442	x 6,8
Manchurian ash	114	396	x 3,4
Ayan spruce	82	344	x 4,2
Total	324	1 355	x 4,2

Preferred by Nature (NEPCon)
Timber Risk Score



About Projects Certification Training Support Services News and resources



市場に伐採許容量の4倍以上の木材が出回る

2006~2016年の違法伐採による
経済損失はマレーシア半島部だけで1520万リンギット (> 4億円)
256件(229件逮捕) の違法伐採という報道も



違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割 国際的な社会の要求と違法伐採排除の重要性




自然林減少による野生生物の減少・絶滅危機。



企業と地域住民との間で生じる紛争。強制的な立ち退きや暴力行為。



泥炭火災と煙害、温室効果ガス排出、健康被害。



森林破壊＋人権侵害とは**無関係な**
サプライチェーンを求める動きの中
違法伐採の排除は最低限必要な要素



違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割 国際的な社会の要求と違法伐採材排除の重要性

世界の大企業に広がる調達方針

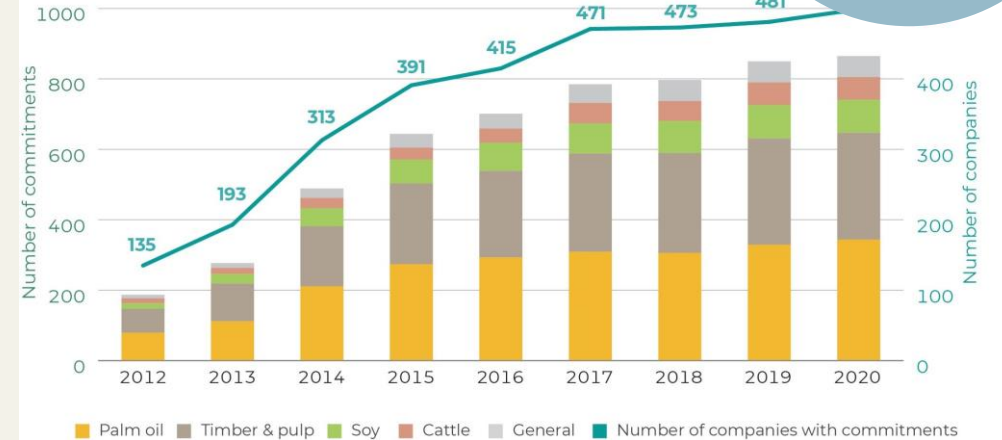
自社のサプライチェーンが森林破壊や人権侵害に加担していないことを示す指針



2012～2018年までの7年間に発表された森林に関する方針の数

135
↓
473社

Figure 2. Deforestation-related commitments in commodity supply chains



Source: Compiled by Climate Focus based on data provided by Forest Trends' Supply Change Initiative.

日本でも、木材調達方針を発表あるいはセクターポリシーの中で木材調達に言及した企業は、デベロッパー、ハウスメーカー、商社、金融機関などを中心に多数ある



違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割

世界で求められるサステナブル調達：法制化の動き



法政化の動き：
大企業の過半数が調達方針を掲げて運用
とはいえ、任意の取組みには限界
⇒ 法政化

グリーン購入法
2006

クリーンウッド法
2017



リオ・サミット
⇒FSC発足
1994

アメリカ
改正レイシー法
2008

EUTR
欧州木材
規制
2013

オーストラリア
違法伐採禁止法
2014

自社のサプライチェーンが森林破壊や人権侵害に加担していないことを「確認≒DD」せよ

EU
DD義務化
2021.10法案
提出見込み

カリフォルニア州
森林破壊ゼロ調達令
2021.9
可決

NY州
森林破壊ゼロ
調達令
州議会で審議中

違法伐採木材等の取引を規制する法律。輸入事業者は、違法伐採木材が市場に入るリスクを最小限にするための「デューデリジェンス」が求められる（米国では「デューケア」）、法律に違反した場合の罰則がある。



違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割

合法性確認ができない木材の扱い

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第六条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組みべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

三 木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項

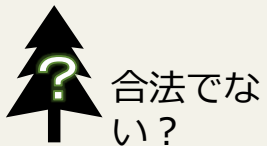
四 第一号の確認及び第二号の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

2 前項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、国内外の木材等の生産及び流通の状況、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令の執行の状況、木材関連事業者の営む事業の種類その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

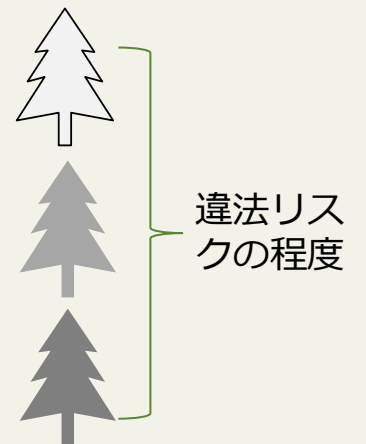
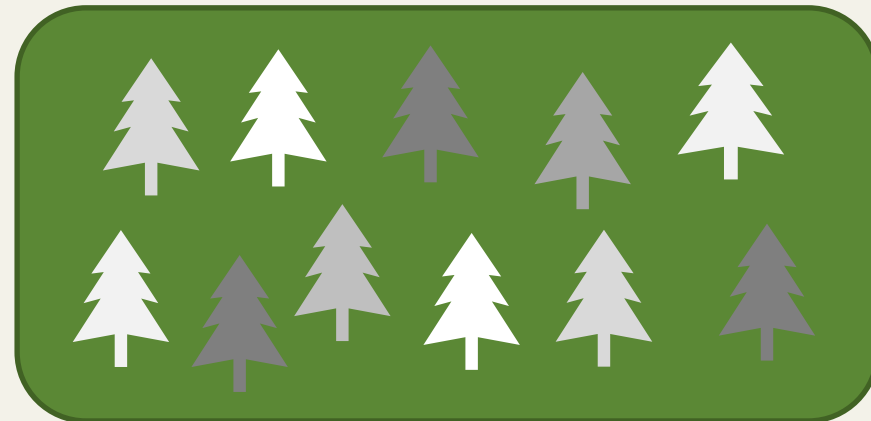
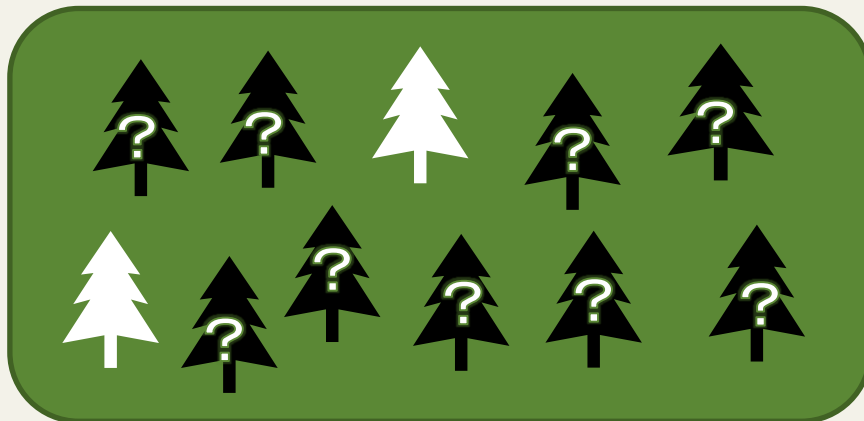
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000048>



合法



合法でない?
?





違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割 事業者にとっての分かりやすさ

第一条 この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、**自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的**とする。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000048>

目的に沿って、確認すべき適用法の範囲を設定

⇒ 事業者がどの法律を確認すべきかが明らかになる

例えば・・・

- 木材を伐採する権利 **使用・所有・伐採権の法律**
- 木材に対する税金や支払い、木材伐採と直接関連する森林管理 **森林関連法・徴税に関する法律**
- 木材伐採と直接関連する環境影響等 **環境関連の法律**
- 木材伐採の影響を受ける第三者の権利（慣習的な権利も含む）や労働者の権利 **労働安全や先住民などに関する社会関連の法律**

上記を確認しうる適用法が特定できる





違法伐採対策においてクリーンウッド法に期待される役割 まとめ

- **法律の目的：国際的な社会の要求と違法伐採排除の重要性**

⇒ 違法伐採の排除は森林破壊や人権侵害と無関係なサプライチェーンのための最低限の要素

- **合法確認ができない木材の扱い：**

⇒ 合法性確認の促進だけでなく、全体として違法なものを徐々に排除していくには非登録事業者にもDDの実施を求める必要（例：DDを実施しているか否かだけでも公開を求める）

⇒ 合法性を証明する（白を増やす）のは違法材を排除する（全体のグレーを薄める）こととは微妙に違う。合法確認できない材（黒）がそのままになるのは望ましくない

- **事業者は何をもって「うちの会社はCW法を遵守しています」といえるか**

⇒ 「適用法」（Applicable Legislations）の範囲を示し何を確認するのか明確に



ありがとうございました

WWFジャパン 森林グループ
Email: forest@wwf.or.jp